

県内の3団体が 河川協力団体に

荒川上流河川事務所が指定書

国土交通省荒川上流河川事務所(河村賢二所長)

は県内の3団体に対し、河川協力団体指定書を交付した。昨年6月の河川法改正で、河川環境の保全活動を行っている市民団体を支援する制度が創設され、初めての交付となる。

3団体は、坂戸市の高麗川ふるさとの会、上尾市のNPO荒川の自然を守る会、東松山市の比企の川づくり協議会。関東地方整備局長名で指定され、県内では3団体のみだった。

高麗川ふるさとの会は、高麗川ビオトープの管理を行つておらず、荒川の自然を守る会

は三ツ又沼の保全活動などを実施。比企の川づくり協議会は都幾川の水質調査を行い、地域の小学校の環境学習に活かしている。

河川協力団体は、河川敷の清掃、ビオトープの整備、船による監視、シンポジウムの開催、外来種の調査、鳥類の

調査、防災マップづくり、河川安全利用講習などを行つている団体が対象。

同事務所では、本年度も募集している。「多くの市民団体に申請してもらい、より市民に親しみやすい荒川流域にしていきたい」としている。

(タウン記者・山本正史)



河川協力団体に指定された3団体のメンバー